

東久留米市一般廃棄物「指定収集袋等」取扱店の手引き

2018. 04. 01

1 東久留米市一般廃棄物指定収集袋・粗大ごみ処理券の取扱店について

取扱店の業務は市民に指定収集袋・粗大ごみ処理券を販売していただき、その代金を廃棄物処理手数料（以下、ごみ処理手数料）として東久留米市商工会を通して、東久留米市に納付していただく収納等の業務となります。

2 収納事務等委託について

指定収集袋・粗大ごみ処理券の販売および、ごみ処理手数料の収納に関し、必要書類を「東久留米市商工会」に提出していただきます。

【 提出書類 】

◎ 東久留米市一般廃棄物指定収集袋・粗大ごみ処理券取扱店設置申込書（様式 1）

※ 設置申込書は 取扱店ごと に提出してください。

支店や姉妹店等でも、許可された取扱店以外で取り扱うことは出来ません。

◎ 協定書（様式 2）

※ 各種様式は商工会窓口とホームページに設置します。

【 設置許可要件 】

指定収集袋等の販売環境等を考慮し、商工会長の承認を経て取扱店を決定いたします。（設置申込書の提出 = 取扱店にはなりませんのでご注意ください）

① 取扱店の所在地が東久留米市および近隣市内であること

② 継続して取扱店としての業務を遂行できること

③ 市税を滞納していないこと

④ 東久留米市商工会が事業実態を把握できること

⑤ その他商工会長が認めた特別な場合

※ 東久留米市一般廃棄物指定収集袋・粗大ごみ処理券取扱許可証（様式 3）をもって通知いたします。

3 取扱店の業務内容について

(1) 取扱店の標識等の掲示

東久留米市商工会との手続完了後、取扱店である旨を市民に広く周知します。

① 標識（プレート）とポスターの掲示

見やすい個所に、商工会から配布されるプレート（資料1）とポスター（資料2）を掲示してください。

② 料金表の掲示

販売カウンターには別途、料金表示をしてください。

指定収集袋・粗大ごみ処理券の料金は次のとおりです。

指定収集袋の種類		容量	金額(ごみ処理手数料)
燃やせるごみ用	大袋	40ℓ相当	800円(10枚1組)
	中袋	20ℓ相当	400円(10枚1組)
	小袋	10ℓ相当	200円(10枚1組)
	ミニ袋	5ℓ相当	100円(10枚1組)
燃やせないごみ用	中袋	20ℓ相当	400円(10枚1組)
	小袋	10ℓ相当	200円(10枚1組)
容器包装プラスチック用	大袋	40ℓ相当	400円(10枚1組)
	中袋	20ℓ相当	200円(10枚1組)
	小袋	10ℓ相当	100円(10枚1組)

粗大ごみ処理券の種類	金額(ごみ処理手数料)
200円券	200円
500円券	500円
800円券	800円
1,500円券	1,500円
2,000円券	2,000円

(2) 発注及び納品

① 指定収集袋等の発注（商工会へFAX）

指定収集袋および粗大ごみ処理券の発注は「東久留米市一般廃棄物指定収集袋・粗大ごみ処理券発注書」（様式4）を用いて、東久留米市商工会へFAXにて発注してください。

※ 電話での発注はできません、必ず指定様式をご利用ください。

東久留米市商工会

住所：東久留米市幸町3-4-12

電話：042-471-7577 FAX：042-475-4310

（土日祝日を除く 10:00～16:30 担当：関根・西川）

② 指定収集袋等の納品

指定収集袋および粗大ごみ処理券の納品は、発注のあった取扱店に直接配送いたします。

原則的な配送スケジュールは次の通りです。

毎週金曜日「正午」締め切り → 翌週水曜日までに配送します

例えば、第1週の金曜日正午までに発注されたものは、第2週の水曜日までに配送されます。第1週金曜日の正午以降に発注されたものは、第3週の水曜日までに配送となります。

③ 配送および発注単位

取扱店への発送は原則、毎週 **月曜日** **火曜日** **水曜日** のいずれかとなり、発注量や取扱店の定休日 considering 東久留米市商工会で決めさせていただきます。

但し、年末年始やゴールデンウィーク、お盆にあたる時は、配送日を変更もしくは休止する場合がございます。この場合は予め「配送カレンダー」により別途通知いたします。

指定収集袋の発注単位（梱包内容）は次の通りです。

指定収集袋の種類		容量	発注単位	金額(ごみ処理手数料)
燃やせるごみ用	大袋	40ℓ相当	1箱25組	20,000円
	中袋	20ℓ相当		10,000円
	小袋	10ℓ相当		5,000円
	ミニ袋	5ℓ相当		2,500円
燃やせないごみ用	中袋	20ℓ相当	1箱25組	10,000円
	小袋	10ℓ相当		5,000円
容器包装 プラスチック用	大袋	40ℓ相当	1箱25組	10,000円
	中袋	20ℓ相当		5,000円
	小袋	10ℓ相当		2,500円

粗大ごみ処理券の発注単位は次の通りです。

粗大ごみ処理券の種類	発注単位	金額(ごみ処理手数料)
200円券	10枚	2,000円
500円券		5,000円
800円券	5枚	4,000円
1,500円券	2枚	3,000円
2,000円券	1枚	2,000円

④ 初回の発注・納品

初回の発注については、「指定収集袋」と「粗大ごみ処理券」の全種類 1発注単位以上 を揃えてください。

初回最低納品（発注）数 = 全14種類（86,000円分）

(3) ごみ処理手数料の収納および指定収集袋・粗大ごみ処理券の交付

① 市民への交付（販売）

納付されたごみ処理手数料の額に応じた「指定収集袋」「粗大ごみ処理券」を販売してください。

- ・指定収集袋の販売は組単位（1組10枚）の販売となります。
- ・粗大ごみ処理券は1枚単位の販売となります。

指定収集袋を1枚単位でも販売されたい場合には、商工会に「指定収集袋一枚単位販売届出書」（様式6）を提出してください。届出がない取扱店は1枚単位での販売は出来ません。

なお、指定収集袋には、外袋および本体にバーコード（資料4）を印字しておりますのでご活用ください。

② 領収書の発行

市民への販売の際、領収書を求められた場合は東久留米市商工会名の「廃棄物処理手数料領収書」（様式5）を発行して下さい。

廃棄物処理手数料領収書は取扱店に予め配布いたします。

市民への販売の際、通常は取扱店所定のレジレシート等へ記載する方法で構いません。正式に領収書を求められた場合は東久留米市商工会名の「廃棄物処理手数料領収書」（様式5）を発行して下さい。

廃棄物処理手数料領収書は取扱店に予め配布し、2冊目以降は使用済みの領収書と引き換えに新しい冊子を配布いたします。

③ 取扱時間

取扱店の営業時間内としてください。

④ 取扱の留意事項

行政における手数料となりますので次の点にご留意ください。

- ・許可された取扱店以外での販売はできません。
- ・ごみ処理手数料は非課税取引です。
印紙や証紙と同様に非課税として扱ってください。
- ・割引 や ポイント還元 の対象としないでください。

(4) 納品代金および取扱手数料

① 納品代金（月末締め・翌月25日払い）

納品した金額に基づき、東久留米市商工会より月末締めで請求させていただきます。

請求書は、原則FAXによりお送りいたします。

納品締日：末日
請求書発行日：納品翌月 5日前後
支払い期日：納品翌月25日

指定口座	
金融機関名	西武信用金庫
支店名	東久留米支店
口座種別	普通預金
口座番号	1154211
口座名義	東久留米市商工会 指定収集袋等収納口

※ 代金は翌月25日までに指定口座にお振り込みください。

※ 振込に要する費用は取扱店でご負担ください。

② 取扱手数料

納品代金の請求金額から、次の金額をそれぞれ差し引くことで取扱手数料を支払います。

指定収集袋取扱手数料 = 納品金額 × 6.48% (消費税込み)
粗大ごみ処理券取扱手数料 = 納品金額 × 10.8% (消費税込み)

(5) 取扱店における会計処理方法

販売代金は取扱店側の売上にはならず、会計処理上「流動資産に属する立替金の科目」となります。

また、納品した指定収集袋や粗大ごみ処理券は、ごみ処理手数料に付帯する「交付物」となりますので、仕入（商品）にはあたりません。

詳しい仕訳方法については「収納事務委託に関する取引の経理処理について」（資料3）をご参照ください。

(6) 取扱店の報告義務

① 在庫確認報告書の提出

原則として四半期ごとに「在庫確認報告書」（様式7）により在庫数を報告してください。

② 取扱店各種変更届の提出

営業時間や定休日、担当者等の届け出内容に変更が生じた場合は、速やかに「取扱店各種変更届」（様式8）により報告してください。

4 取扱店の辞退

閉店や廃業等により取り扱いを辞める場合に限り、指定収集袋と粗大ごみ処理券を引き取り、払い戻しいたします。

なお、払い戻しは組数単位となりますので予めご了承ください。

5 禁止・注意事項

(1) 禁止事項

- ① 許可された取扱店以外での販売
- ② 割引販売、ポイント還元
- ③ 無料交付、粗品の配布

(2) 注意事項

- ① 納品代金は必ず支払い期日までに指定口座へお振り込みください。
- ② 納品代金の入金なき場合、以後の配送を見合わせ、在庫を返納していただきます。
- ③ 指定収集袋は不良品を除き、返品・交換はできません。
- ④ 在庫確認報告書の提出に向け、日常の在庫管理を徹底してください。
- ⑤ 禁止事項および注意事項に違反した場合は、取扱店の許可を取り消しする場合がありますのでご承知おきください。

6 問い合わせ・連絡先

東久留米市商工会

住所：東久留米市幸町3-4-12

電話：042-471-7577 FAX：042-475-4310

(土日祝日を除く 10:00~16:30 担当：関根・西川)